

平成26年度茨木市社会福祉法人等指導監査実施方針

茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則第2条の規定に基づき、平成26年度の指導監査の実施方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方について

今日、社会福祉法人等には、社会福祉の主な担い手として、利用者本位のサービス提供が強く要請されるとともに、迅速な苦情解決やサービス評価の制度が創設されるなど、サービスの質の向上と事業経営の自主性・透明性の確保を図ることが強く求められている。

こうしたことから、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）が市民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、大阪府（以下「府」という。）と相互に連携し、指導監査を実施してきたところである。

また、指導監査の実施に当たっては、関係法令及び国の通知等に基づき、各法人・施設ごとの課題を的確に把握し、重点的・効率的な指導監査に努めてきたところである。

以上を踏まえ、より効率的で実効性のある監査を実施するため、法人運営における関係法令の遵守状況や、施設及び事業経営における積極的な取組み等を評価し、メリハリのある監査を実施するものとする。

また、社会福祉制度の改革に沿って、情報開示の推進、苦情解決への適切な対応、施設入所者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立った指導監査を実施するとともに、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくこととする。

2 指導監査の実施方法について

指導監査は、実地指導監査の手法により実施することとする。

ただし、書面指導監査及び集合指導監査の手法も実施できるものとする。

3 指導監査の具体的取り扱いについて

（1）懸案事項を抱える法人及び施設に対する指導監査の実施について

運営全般について重大な指導（指摘）を行った法人及び施設については、問題の早期解決及び適正な法人運営を確保するために、府及び府内の市町村との緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な実地指導監査を実施する。

（2）優良又は良好な運営が確保されている法人及び施設に対する指導監査の実施について

全般的に優良又は良好な運営が行われていると認められる法人及び施設については、実地指導監査を、原則、2年に1回とする。

（3）特に優良な運営が確保されている法人に対する指導監査の実施について

特に優良な運営が行われていると認められる法人については、実地指導監査を、原則、4年に1回とすることができる。

（4）上記（1）から（3）以外の法人及び施設に対する指導監査の実施について

各法人及び施設の運営状況を踏まえて、良好な法人及び施設の運営が図られるよう、原則、

毎年度、実地指導監査を実施する。

(5) 前回の実地指導監査で文書指導を行った法人及び施設に対する指導監査の実施について

指導監査の実施においては、原則、前回の文書指導項目にポイントを絞った実地指導監査を実施する。

なお、指導監査の実施については、前記(4)に準じて実施するものとする。

(6) 新設の法人及び施設に対する初期指導の実施について

新設の法人及び施設については、適正な法人及び施設の運営に資するために、原則、早期に初期指導を実施する。

なお、安定かつ適切な運営が確保されるまでの間、指導監査の実施については、前記(4)に準じて実施するものとする。

(7) 施設に対する指導監査の実施について

児童福祉施設及び老人福祉施設については、前記(4)に準じて実施するものとする。

ただし、老人福祉施設については、前年度における実地指導監査の結果、良好な運営が確保されている場合は書面による指導監査を実施することができる。

(8) 府と相互に連携した指導監査の実施について

府と共管する法人及び施設については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化し、同時指導監査（並行監査）の実施に努める。

(9) 関係各課との連携による指導監査の実施について

指導監査の実施に当たっては、認可等を所管する関係各課との連携を密にし、所管課職員の参画による指導監査の実施に努める。

(10) 介護保険事業及び障害福祉サービス事業の指導と連携した指導監査等の実施について

介護保険事業（地域密着型サービスを含む。）及び障害福祉サービス事業に係る指定を受けた社会福祉法人の法人及び施設の指導監査においては、当該法人及び施設の運営状況に配慮した上で、実地指導を実施することができる。

(11) 会計の専門家を同行させた指導監査の実施について

指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させて指導監査を実施することができる。

(12) 利用者、家族等及び業者からの聴取の実施について

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため必要があると認められる場合は、利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

(13) 特に優良な運営が確保されている法人について

上記(3)に定める「特に優良な運営が確保されている法人」とは、法人及び施設の運営について、特に大きな問題が認められない法人であって、外部監査を活用し、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断できる法人、又は苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容を積極的に取り組むことにより、良質かつ適正な福祉サービスを提供するよう努めている法人とする。

- ① 福祉サービス第三者評価事業の受審、結果の公表など福祉サービスの向上に関する取組を行っている。

- ② ISO9001の認証取得施設を有している。
- ③ 地域社会に開かれた事業運営に関する取組みを行っている。
- ④ 上記以外に、地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に関する取組みを行っている。

前記の具体の取組みについては、市が認めたものとする。

(14) 随時指導監査の実施について

法人若しくは施設の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる法人若しくは施設等については、随時指導監査を実施する。

(15) 特別監査の実施について

通常の指導監査において、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない法人又は施設及び不祥事案を起こした法人又は施設については、特別監査を実施する。

4 指導監査事項について

(1) 法人及び施設の運営の適正化の推進について

- ① 法人及び施設の運営管理体制の確立
 - (ア) 定款変更の状況（定款準則の改正、事業内容変更等に伴うもの）
 - (イ) 理事長専決事項等に関する定款細則の整備
 - (ウ) 組合等登記令に基づく登記
 - (エ) 理事、監事及び評議員の選任と構成
 - (オ) 理事会及び評議員会の適切な開催、要審議事項の審議
 - (カ) 役員報酬の支給状況（勤務実態及び役員報酬規程）
 - (キ) 監事監査の適正執行と理事会、評議員会及び市長への報告
 - (ク) 就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備
- ② 資産管理の適正化
 - (ア) 基本財産・運用財産等の区分及び管理
 - (イ) 債権・債務の管理（不適切な債務の解消）
- ③ 会計経理の適正運用
 - (ア) 社会福祉法人会計基準・経理規程準則等に基づく会計経理及び契約
 - (イ) 内部牽制体制の確立
 - (ウ) 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理
 - (エ) 保護者徴収金及び寄附金等の取扱い
 - (オ) 運営費（措置費）等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理
- ④ 施設の運営管理体制の確立
 - (ア) 適切な事業計画の策定
 - (イ) 人事管理の適正化
 - (ウ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
 - (エ) 感染症及び食中毒対策の確立
- ⑤ 安全確保対策の充実強化

- (ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
- (イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備
- ⑥ 不祥事防止対策の確立
 - 法人及び施設の会計事務処理の執行管理体制の強化、相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入（建設請負契約、物品納入契約、職員給与費、食材料等の購入等）
- ⑦ 情報開示の推進
 - 法人が提供するサービスの内容、業務及び財務内容
- ⑧ 個人情報の適正な取扱いの確保
 - 個人情報保護規程の整備
- ⑨ 公正採用選考人権啓発推進員の選任
- (2) 適切な利用者支援の確保について
 - ① 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保
 - ② 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
 - ③ 身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み
 - ④ 利用者支援の充実
 - (ア) 個別支援方針の策定
 - (イ) 保育指導計画等の整備、職員会議の実施
 - (ウ) ケース記録等の整備・ケース会議の実施
 - (エ) 食事提供の充実
 - (オ) 入浴、排泄等支援の充実
 - (カ) 褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防策
 - (キ) 健康管理対策、保健・医療の確保
 - (ク) 衛生管理対策
 - (ケ) 相談体制、家族との連携
 - (コ) 関係機関との連携
 - (サ) 苦情解決、福祉サービス向上への対応状況
- ⑤ 自立、自活等への支援
- ⑥ 事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応
- (3) 必要な職員の確保と職員処遇の充実について
 - ① 職員の確保及び定着化
 - ② 労働時間の短縮等労働条件の改善
 - (ア) 労働時間と休憩等の取扱い
 - (イ) 夜勤、宿日直の取扱い
 - (ウ) 職員健康診断の適正な実施
 - (エ) 退職手当共済制度への加入の適正化又は推進
 - ③ 業務体制の確立と業務省力化の推進
 - ④ 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）

⑤ 福利厚生等の士気高揚策の充実

5 改善状況の確認について

指導監査の結果、法人及び施設に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付け、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長等からの説明等を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。

6 「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」の作成及び提出について

法人及び施設が自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上を図る上で実施する自己点検・自己評価に資するため、所管する法人に対し「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」の作成を指導し、指導監査時に提出を求めることができる。